

いさと園デイサービスセンター運営規程

(平成13. 10. 11規程第24号)

施行 平成14. 1. 1

改正	平成13. 11. 29規程第31号	平成14. 2. 14規程第38号
	平成14. 3. 14規程第50号	平成15. 4. 21規程第6号
	平成15. 5. 21規程第14号	平成16. 1. 30規程第35号
	平成16. 11. 30規程第18号	平成17. 9. 20規程第8号
	平成18. 4. 28規程第6号	平成20. 3. 25報告第1号
	平成20. 8. 1報告第2号	平成21. 3. 27報告第3号
	平成21. 5. 22報告第1号	平成22. 3. 26規程第11号
	平成23. 6. 14報告第2号	平成24. 5. 25報告第1号
	平成25. 5. 23報告第1号	平成26. 7. 14報告第2号
	平成27. 5. 21報告第1号	平成28. 5. 27規程第2号
	平成28. 12. 14報告2号	平成29. 6. 13報告第1号
	平成30. 3. 16報告第3号	平成30. 11. 7報告第2号
令和 元.	5. 31規程第4号	令和 4. 6. 6規程第4号
令和 5.	3. 17規程第12号	令和 6. 3. 18規程第14号

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人豊田みのり福祉会（以下「法人」という。）が開設するいさと園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、基本チェックリストにより事業対象者と判定された高齢者または要介護状態（介護予防通所介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 いさと園デイサービスセンター
- ② 所在地 豊田市井上町5丁目58番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務 介護職員兼務)

管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

生活相談員 1名以上(常勤換算)

看護職員 1名以上(常勤換算)

介護職員 5. 2名以上(常勤換算)

機能訓練指導員 1名以上(常勤換算)

従業者は、指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの提供に当たる。

- ③ その他

運転手 1名以上(常勤換算)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前10時から午後4時までとする。

(指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員)

第6条 指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員は、次のとおりとする。

1単位 40名(通常規模)

(指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の額とする。指定介護予防通所サービスの場合、利用料の額は、豊田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要項に記載された額とし、当該指定介護予防通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、その介護負担割合証に記載された割合に応じた額の額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴、特別浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ 運動器機能向上(介護予防)

⑦ 口腔機能向上（介護予防）

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び指定介護予防通所サービスに要した送迎の費用は、次の額を徴収する。

① 実施地域を越えた地点から、片道おおむね10キロメートル未満 200円

② 実施地域を越えた地点から、片道おおむね10キロメートル以上 300円

3 食費は640円を徴収する。

4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

5 前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の事項を講ずる。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業員に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- （4）上記（1）から（3）までを適切に実施するための担当者を置く。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、豊田市の別紙記載の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第11条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供受けてもらう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（その他運営についての留意事項）

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、ま

た、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後6カ月以内

② 継続研修 年6回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14. 2. 14規程第38号）

この規程は、平成14年3月1日から施行する。

附 則（平成15. 4. 21規程第6号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16. 1. 30規程第35号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17. 9. 20規程第8号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

ただし、第5条第3項については、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 25報告第1号）

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21. 3. 27報告第3号）

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22. 3. 26規程第11号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24. 5. 25報告第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26. 7. 14報告第2号）

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成28. 5. 27規程第2号）

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28. 12. 14報告第2号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30. 11. 7報告第2号）

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和4. 6. 6規程第4号）

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附則（令和6. 3. 18規程第14号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（平成13. 11. 29規程第31号）

この規程は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14. 3. 14規程第50号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する

附 則（平成15. 5. 21規程第14号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16. 11. 30規程第18号）

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成18. 4. 28規程第6号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 8. 1報告第2号）

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21. 5. 22報告第1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23. 6. 14報告第2号）

この規程は、平成23年6月14日から施行する。

附 則（平成25. 5. 23報告第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 5. 14報告第1号）

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成28. 12. 14報告第2号）

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成30. 3. 16報告第3号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元. 5. 31規程第4号）

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和5. 3. 17規程第12号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する